

●第 22 回広島市都市計画審議会(H19 年 1 月 26 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路の変更の意見照会について (広島県決定)</p>	<p>1・4・005 号 海田八本松線</p>	<p>海田八本松線は、国道 2 号の交通渋滞緩和などを目的として計画された道路である。この度、本路線の整備効果等を勘案し、有料道路制度を活用しない道路構造に見直すことなどにより、料金所の区域等を変更する。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決定する。 【車線数の決定】 4 車線</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路の変更について (広島市決定)</p>	<p>3・6・608 号 中野瀬野線</p>	<p>中野瀬野線は、中野東地区から上瀬野南地区間を相互に連絡することなどを目的として計画された道路である。この度、海田八本松線の道路構造の見直しなどに伴い、必要な区域の変更を行う。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決定する。 【車線数の決定】 2 車線</p>
<p>広島圏都市計画区域区分の変更の意見照会について (広島県決定)</p>	<p>祇園山本地区、 梶毛東住宅地区、 広島港五日市地区</p>	<p>平成 16 年 5 月の第 4 回総合見直しにおいて、開発が未着手の区域などについて市街化区域への編入を保留した。この保留した区域のうち、民間開発事業により整備された祇園山本地区及び梶毛東住宅地区並びに公有水面埋立事業により整備された広島港五日市地区について、市街地整備の見通しが明確となったことなどから、市街化区域及び市街化調整区域に編入する。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の変更について (広島市決定)</p>	<p>宇品地区</p>	<p>宇品地区において、広域拠点として、快適な住環境を備えた住宅市街地の形成を図るとともに、賑わいを創出する商業・業務施設を誘導し、高次都市機能の充実・強化を図る必要があることから、用途地域の変更を行う。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の変更について (広島市決定)</p>	<p>祇園山本地区、 梶毛東住宅地区、 広島港五日市地区</p>	<p>祇園山本地区、梶毛東住宅地区及び広島港五日市地区において、民間開発事業等の進捗により市街地整備の見通しが明確になったことから、市街化区域に編入することにし、これに伴い、良好な環境の住宅市街地の形成などを図るため、用途地</p>

		域の指定及び変更を行う。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)防火地域の変更について (広島市決定)	梶毛東住宅地区	梶毛東住宅地区の中で、商業・業務施設の集積等に伴う不特定多数の人が集中する地域である商業地域について、市街地の面的不燃化を促進するため、防火地域の指定を行う。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の変更について (広島市決定)	宇品地区	宇品地区において、土地利用の方針が変更されるのにあわせ、中学校等用地を商業・業務施設地区に、小学校用地を教育施設地区に地区計画の変更を行う。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について (広島市決定)	春日野地区	春日野地区において、地区の特性に応じた良好な建築物等の誘導を行い、緑豊かで良好な環境の住宅市街地の形成を図るため、地区計画を決定する。
広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の変更について (広島市決定)	西風新都梶毛東地区	西風新都梶毛東地区において、地区整備計画を定めた区域のうちの市街化調整区域について、市街化区域へ編入することに伴い用途地域を指定することから、この指定にあわせて地区計画の変更を行う。